

厚木飛行場における騒音度調査の実施について

本日、防衛省南関東防衛局から、厚木飛行場に係る第一種区域等を騒音の実態に即したものに直すため、航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査を実施することについて別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

本市からは、次のことについて要請を行いました。

- 第一種区域等の見直しの前に、住宅防音工事希望届を提出し、工事を待機している世帯の確実な解消を図ること。
- 第一種区域の告示後住宅に対する救済策について検討を進めること。
- 騒音度調査の結果はもちろんのこと、第一種区域等の見直しを進める場合には、住民に対して説明の機会を設け、丁寧な対応に努めること。
- 厚木飛行場では米空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施しないこと。また、予備施設の対象から除外すること。

※「第一種区域」とは、「自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域」(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条より)の一つであり、住宅防音工事の対象となっている。

問合せ先
基地対策課
電話 042-769-8207(直通)

令和4年4月27日
南関東防衛局
企画部住宅防音第1課

お 知 ら せ

全国の自衛隊及び米軍の飛行場等の第一種区域等については、当該区域指定後、長期間が経過しており、この間、配備機種の変更等もあることから、これまで全国的に飛行場等の第一種区域等の見直しを逐次実施してきているところです。

厚木飛行場の第一種区域等については、平成18年1月に最終指定告示がなされておりますが、平成30年3月に米海軍空母艦載機の岩国飛行場への移駐が完了したことにより、騒音状況が変化していることから、今般、同飛行場に係る第一種区域等を騒音の実態に即したものに見直すため、航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査を実施することとしました。

当該騒音度調査は、令和4年度から5年度にかけて行う予定ですが、その結果については、地元関係自治体へ十分説明の上、厚木飛行場の第一種区域等の見直しを行っていきたいと考えております。

また、第一種区域等の見直しに際しては、地元住民の方々への説明の場を設けたいと考えております。